

目次

間接正犯

- 第1問 刑事未成年者の利用（令和4年予備試験設問1参考）・・・・・・・・・・ 1

不真正不作為犯

- 第2問 不作為による殺人（平成22年司法試験参考）・・・・・・・・・・ 5

因果関係

- 第3問 被害者の特殊事情（老女蒸し布団事件参考）・・・・・・・・・・ 9

- 第4問 行為後の第三者の行為（大阪南港事件参考）・・・・・・・・・・ 13

- 第5問 行為後の被害者の行為（高速道路侵入事件参考）・・・・・・・・・・ 17

構成要件の故意

- 第6問 方法の錯誤・・・・・・・・・・ 21

併発事実についての故意の個数

- 第7問 抽象的事実の錯誤（重い罪の認識で軽い罪を実現）・・・・・・・・・・ 25

- 第8問 抽象的事実の錯誤（軽い罪の認識で重い罪を実現）・・・・・・・・・・ 27

過失犯

- 第9問 業務上過失致死罪（平成22年司法試験参考）・・・・・・・・・・ 29

被害者の承諾

- 第10問 保険金詐取の計画に基づいて承諾を得た事例・・・・・・・・・・ 35

- 第11問 承諾する動機に錯誤がある事例・・・・・・・・・・ 39

正当防衛

- 第12問 予期された侵害の急迫性（平成18年司法試験参考）・・・・・・・・・・ 41

防衛の意思と攻撃の意思の併存（同上）

- 第13問 自招侵害（平成23年司法試験参考）・・・・・・・・・・ 45

「急迫不正の侵害」の継続性（同上）

- 第14問 共同正犯における防衛行為の相当性の判断方法（平成23年司法試験参考）

・・・・・・・・・・ 51

防衛の意思と攻撃の意思の併存（同上）

過剰防衛としての一体性（同上）

防衛行為の共同実行後における量的過剰行為（同上）

- 第15問 誤想防衛（令和2年予備試験参考）・・・・・・・・・・ 57

責任能力

- 第16問 原因において自由な行為（実行行為時における心神喪失）・・・・・・・・・・ 61

- 第17問 原因において自由な行為（実行行為の途中における心神喪失）・・・・・・・・・・ 63

未遂犯

第18問	放火犯における実行の着手時期（平成28年予備試験参考）	67
第19問	早すぎた構成要件の実現（クロホルム事件参考）	69
第20問	間接正犯の実行の着手時期（令和4年予備試験設問1参考）	73
第21問	不能犯の成否（平成25年予備試験参考）	77
第22問	中止犯の成否	79

共同正犯

第23問	共謀共同正犯（平成20年司法試験参考）	83
第24問	承継的共同正犯（平成28年司法試験参考）	87
第25問	共同正犯者間における抽象的事実の錯誤	91
第26問	共同正犯者間における抽象的事実の錯誤	95
第27問	共同正犯者間における抽象的事実の錯誤	99
第28問	共同正犯関係からの離脱	103

教唆犯

第29問	住居侵入窃盗の教唆	105
------	-----------	-----

幫助犯

第30問	不作為による共同正犯と幫助の区別（平成26年司法試験参考）	107
	片面的共同正犯（同上）	
	不作為による幫助（同上）	
	片面的幫助（同上）	

自殺関与罪・同意殺人罪

第31問	囑託殺人罪（平成23年予備試験参考）	113
第32問	自殺の強要（自殺教唆罪と殺人罪の区別）	115
第33問	偽装心中（自殺教唆罪と殺人罪の区別）	119

傷害罪・傷害致死罪

第34問	同時傷害の特例	123
第35問	同時傷害の特例	125

逮捕・監禁罪

第36問	監禁罪	129
------	-----	-----

住居侵入罪、略取・誘拐罪

第37問	住居侵入罪（平成26年司法試験参考）	131
	未成年者略取罪（同上）	

性的自由に対する罪

第 3 8 問	強制わいせつ罪	133
---------	---------	-----

人格的法益に対する罪

第 3 9 問	名誉毀損罪（平成 3 0 年司法試験設問 1 参考）	137
---------	----------------------------	-----

窃盗罪

第 4 0 問	自己所有物の窃取	141
第 4 1 問	占有の存否（窃盗罪と遺失物横領罪の区別）	145
第 4 2 問	占有の帰属（窃盗罪と横領罪の区別 - 令和 3 年司法試験設問 1 参考）	149
第 4 3 問	誤想による他人所有物の窃取（平成 2 7 年司法試験参考）	151
第 4 4 問	死者の占有（平成 2 9 年司法試験参考）	155
第 4 5 問	不法領得の意思（破棄目的での借用証書の窃取）	157
第 4 6 問	不法領得の意思（コピー目的での機密書類の窃取 - 平成 2 7 年司法試験参考）	159

強盗罪

第 4 7 問	強盗取得罪	163
第 4 8 問	キャッシュカードの暗証番号の聞き出しによる強盗利得罪（平成 2 8 年司法試験参考）	167
第 4 9 問	事後強盗罪（令和 4 年予備試験設問 2 参考）	171
第 5 0 問	事後強盗罪（令和 1 年司法試験設問 2 参考）	173
第 5 1 問	強盗傷人罪（平成 2 0 年司法試験参考）	175
第 5 2 問	強盗殺人罪（令和 2 年司法試験設問 3 参考）	179

詐欺罪

第 5 3 問	未成年者による成人向け雑誌の購入	181
第 5 4 問	他人名義のクレジットカードの利用（平成 2 9 年司法試験参考）	183
第 5 5 問	処分行為の要否・有無（令和 1 年司法試験設問 1 参考）	187

恐喝罪

第 5 6 問	恐喝罪と詐欺罪の区別（令和 2 年司法試験設問 1 参考）	191
	権利行使と恐喝（同上）	

横領罪

第 5 7 問	登記手続に必要な書類を所持する者による不動産の処分（平成 2 4 年司法試験参考）	195
第 5 8 問	不動産の二重譲渡	197
第 5 9 問	預金の占有（平成 2 1 年司法試験参考）	201
第 6 0 問	横領と背任の区別（平成 2 4 年司法試験参考）	205

横領後の横領（同上）

業務上横領罪に共同加功した非身分者の罪責（同上）

背任罪

第61問 二重抵当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 211

盗品等関与罪

第62問 盗品性の認識後における保管行為の継続（令和3年司法試験設問1参考）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 215

第63問 窃盗被害者を相手方とする盗品の有償処分があっせん・・・・・・・・・・ 217

毀棄・隠匿罪

第64問 住宅の玄関を損壊した事例における建造物損壊罪の成否・・・・・・・・ 219

放火罪

第65問 複合建造物の一体性（平成28年予備試験参考）・・・・・・・・・・ 221

第66問 建造物の内部的独立性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 225

第67問 「公共の危険」の意義（平成25年司法試験参考）・・・・・・・・・・ 227
「公共の危険」の認識の要否（同上）

文書偽造罪

第68問 無権代理人による代理名義の契約書の作成（令和1年予備試験参考）・ 229

公務執行妨害罪

第69問 職務の適法性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 231
職務の適法性に関する錯誤
間接暴行

賄賂罪

第70問 受託収賄罪（平成27年予備試験参考）・・・・・・・・・・・・・・・・ 235

第 1 問

基礎応用 11 頁以下、論証
集 3 頁以下、令和 4 年予備
試験設問 1 参考

(事案)

甲（35 歳、男性）は、A 市内のアパートにおいて、長男 X（12 歳）と 2 人で暮らしていたところ、X が甲に逆らう素振りを見せるときは、X の顔にタバコの火を押し付けたり、ドライバーで顔をこすったりして X を意のままに従わせていた。

甲は、自宅において、X に対して、「今晚、ステーキ肉が食べたいな。B 店の精肉コーナーから、ステーキ用の牛肉を 2 パックとってこい。」と言った。X は、甲の言うことを聞かなければまた甲から暴力を受けるのではないかと思い、甲の言うとおりにしようと思い、「分かった。」と返答し、商品を隠し入れるためのエコバッグを甲から受け取った。

X は、自宅を出て、上記エコバッグを持って B 店に入り、精肉コーナーにおいて、1 パック 3000 円のステーキ用牛肉を見付け、2 パックを手に取り、誰にも見られていないことを確認した上で同エコバッグに入れ、そのまま店を出て、帰宅後、牛肉 2 パックが入った上記エコバッグを甲に渡した。

甲は、これを受け取り、同日以降、甲だけでこれらの牛肉を全て食べた。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい（建造物侵入罪及び特別法違反の点は除く。）。

(参考答案)

1. Xは、甲に命じられ、B店の精肉コーナーにあるステーキ用の牛肉2パックという「他人の財物」をエコバッグに入れて、代金を支払うことなく店外に出ることで「窃取」することによって、自ら窃盗罪(刑法235条)の实行行為を行っているように見える。そうすると、Xの窃盗罪の实行行為性を前提として、甲には窃盗罪の共謀共同正犯(60条)又は教唆犯(61条1項)が成立するにとどまるとも思える。

2. もっとも、甲がXに対して「B店の精肉コーナーから、ステーキ用の牛肉を2パックとってこい。」と言って窃盗を命じていることから、甲には窃盗罪の間接正犯が成立しないだろうか。

(1) 結果を直接惹起する他人の行為を①正犯意思に基づいて②道具として利用した者については、構成要件的结果惹起の原因を支配した者であると評価できるから、間接正犯が成立すると解する。刑事未成年者(41条)を利用する者については、自らの言動により刑事未成年者の意思を抑圧している場合には、①②のうち②が認められると解される。

(2) 甲は、「今晚、ステーキ肉が食べたいな。」と言っており、Xから受け取ったステーキ用の牛肉を自分だけで食べていることから、Xにステーキ用の牛肉を盗ませて自分だけで食べるつもりだったといえる。したがって、甲には、自己の犯罪を実現するためにXを利用するという正犯意思がある(①)。

Xは、12歳の刑事未成年者(41条)であるものの、事理弁識能力を有する年齢であるから、B店における万引きという単純な犯罪については、その違法性を理解できるため、その实行については規範的障害が生じる。しかし、甲は、A市内のアパートにおいてXと2人で暮らしており、Xが甲に逆らう素振りを見せるときは、Xの顔にタバコの火を押し付けたり、ドライバーで顔をこすったりしてXを意のままに従わせていた。そうすると、甲は、日頃の暴行等を通じてXの意思を抑圧していたといえる。このような状況下で甲から「とってこい。」という強い口調で窃盗を命じられたXは、甲の言うことを聞かなければまた甲から暴力を受けるのではないかと思い、甲の言うとおりにしようとしているのだから、甲により意思を抑圧されたまま本件窃盗に及んだといえる。したがって、甲はXを一方的に利用支配して本件窃盗を行わせたといえるから、Xの道具性も認められる(②)。

よって、甲には窃盗罪の間接正犯が成立するから、Xに命じて窃盗を行わせた甲は自ら窃盗罪の实行行為を行ったものとして正犯となる。

基礎応用 12頁 [論点1]、
論証集 3頁 [論点1]

3. 窃盗罪の主観的構成要件要素として、故意（38条1項本文）に加え、権利者排除意思・利用処分意思を内容とする不法領得の意思が必要であると解される。

甲は、盗んだステーキ用の牛肉を自分で食べるつもりだったのだから、故意に加えて不法領得の意思も有する。

4. 以上より、甲には窃盗罪が成立し、甲はその罪責を負う。以上

第 2 問

基礎応用 22 頁以下、論証
集 14 頁以下、平成 22 年司
法試験参考

(事案)

1 V (78 歳) は、数年前から自力で食事や排せつを行うことができない、いわゆる寝たきりの要介護状態にあり、自宅で、妻甲 (68 歳) の介護を受けていたが、風邪をこじらせて肺炎となり、A 病院の一般病棟の個室に入院して主治医 B の治療を受け、容体は快方に向かっていた。

A 病院に勤務し、V を担当する看護師乙は、V の容体が快方に向かっているからは、B の指示により、2 時間ないし 3 時間に 1 回程度の割合で V の病室を巡回し、検温をするほか、容体の確認、投薬や食事・排せつの世話などをしていた。

一方、甲は、V が入院した時から、連日、V の病室を訪れ、数時間にわたって V の身の回りの世話をしていた。このため、乙は、V の病状に何か異状があれば甲が気付いて看護師等に知らせるだろうと考え、甲が V の病室に来ている間の巡回を控えめにしていた。その際、乙は、甲に対し、「何か異状があったら、すぐに教えてください。」と依頼しており、甲も、その旨了承し、「私がいる間はゆっくりしててください。」などと乙に話し、実際に、甲は、病室を訪れている間、V の検温、食事・排せつの世話などをしていた。

2 V は、「D 薬」に対する強いアレルギー体質で、D 薬による急性のアレルギー反応でショック死する危険があったところ、A 病院側のミスにより、午後 1 時ころ、V に対して「D 薬」が点滴の方法により投薬された。

3 午後 1 時 35 分ころ、甲が来院し、V の病室に行く前に看護師詰所 (ナースステーション) に立ち寄ったので、乙は、甲に、「V さんが発熱したので、午後 1 時ころから、解熱消炎剤の点滴を始めました。そのうち熱は下がるとは思います。何かあったら声を掛けてください。私も 30 分おきに病室に顔を出します。」などと言い、甲は、「分かりました。」と答えて V の病室に行った。

甲は、V が眠っていたため病室を片付けるなどしていたところ、午後 1 時 50 分ころ、V が呼吸の際ゼイゼイと音を立てて息苦しそうにし、顔や手足に赤い発疹が出ていたので、慌てて V に声を掛けて体を揺すったが、明りょうな返事はなかった。

甲は、数年前に、V が「D 薬」に対するアレルギー反応を起こし、医師の救命措置により V が一命を取り留めたという経緯を直接見ていた経験から、V が再び薬によるアレルギー反応を起こして呼吸困難等に陥っていることが分かり、放置すると手

遅れになるおそれがあると思った。

しかし、甲は、このままVが死亡すれば、先の見えない介護生活から解放されるのではないかと思い、現時点のVの症状ならば、速やかに救命処置が開始されればVはまだ助かるだろうと思いながらも、事態を事の成り行きに任せ、Vの生死を、医師等の医療従事者の手にではなく、運命にゆだねることに決め、その結果がどうなろうとその運命に従うことにした。

4. 午後1時55分ころ、甲は、乙をVの病室に入らせないために、検温もしていないのに、検温表に午後1時50分の検温結果として38度5分と記入した上、更に容体が悪化しているVを病室に残して看護師詰所に行き、乙に検温表を示しながら、「体を拭いたら気持ち良さそうに眠りました。しばらくそっとしておいてもらえませんか。熱は下がり始めているようです。何かあればすぐにお知らせしますから。」と嘘を言ってVの病室に戻った。その後、甲は帰宅した。
5. 乙は、他の患者の看護に追われて多忙であった上、甲の話と検温表の記載から、Vの容体に異状はなく、熱も下がり始めて容体が安定してきたものと信じ込み、甲が付き添っているのだから眠っているVの様子をわざわざ見に行く必要はなく、午後2時30分ころに予定していた巡回は行わずに午後3時ころVの容体を確認すれば足りると判断した。
6. 午後3時ころ、Vの病室に入った乙が、意識がなく呼吸が停止しているVを発見し、直ちに、Bらによる救命措置が講じられたが、午後3時50分にVの死亡が確認された。

Vの死因は、肺炎によるものではなく、D薬を投与されたことに基づく急性アレルギー反応による呼吸困難を伴うショック死であった。

また、遅くとも午後2時20分までに、医師、看護師等がVの異変に気付けば、当時のA病院の態勢では直ちに医師等による救命処置が開始可能であって、それによりVは救命されたものと認められたが、Vの異変に気付くのが、それより後になると、Vが救命されたかどうかは明らかでなく、午後2時50分を過ぎると、Vが救命される可能性はほとんどなかったものと認められた。

さらに、本件において、Vに施された救命処置は適切であった。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)

(参考答案)

1. 後述の通り、甲には午後 1 時 50 分頃から午後 1 時 55 分頃までの間で V の生死を運命に委ねることを決めた時点で殺意が認められる。そこで、甲が上記時点から救命可能性が認められる午後 2 時 20 分まで V の容体の異変を乙ら病院関係者に報告しなかったという不作為について、殺人罪（刑法 199 条）の成否を検討する。

2. まず、甲の不作為の実行行為性が問題となる。

(1) 予測可能性の保障という罪刑法定主義の要請に照らし、不真正不作為犯の成立には、不作為につき作為との同価値性が要求される。具体的には、①作為義務と②作為の可能性・容易性が必要である。

(2) 確かに、V の看護について第一次的に責任を負うのは、V が入院している A 病院側にある。

しかし、甲は V の妻として民法上の扶助義務（民法 752 条）を負う上、「何か異常があったら、すぐに教えてください」という甲乙間でのやり取りにより乙は甲が V の病室に来ている間の巡回を控えめにしていたのだから、甲は A 病院側から V の看護を一定程度引き受けていたといえる。しかも、甲は、午後 1 時 55 分頃に乙を V の病室に入らせないために、検温表に午後 1 時 50 分の検温結果として虚偽の記入をした上で、看護師詰所に行き、乙に上記の検温表を示しながら「体を拭いたら気持ち良さそうに眠りました。しばらくそっとしておいてもらえませんか。熱は下がり始めているようです。何かあればすぐにお知らせしますから。」と虚偽の説明をすることにより、乙による容体確認を妨害することで、V の生命が甲により排他的に支配される状況を作成している。そうすると、甲は、遅くとも午後 1 時 55 分頃から、V の容体の異状を A 病院側に報告する作為義務を負うというべきである (①)。

そして、甲がナースコールを使うなどして前記の報告を行うことは可能かつ容易だから (②)、不真正不作為犯の成立により、甲の不作為に殺人罪の実行行為性が認められる。

3. 次に、甲は、午後 1 時 55 分頃から、上記作為義務に違反することで不作為による殺人罪の実行行為を行った。

4. そして、V は、D 薬を投与されたことに基づく急性アレルギー反応による呼吸困難を伴うショック死に至っている。では、V 死亡と甲の不作為の間に因果関係があるか。

(1) 不作為犯の条件関係は、仮定的判断を要するから、ある期待された作為がなされていたならば高度の蓋然性をもって結果が回避されたといえる場合に認められると解する。

遅くとも午後 2 時 20 分までに医師・看護師等が V の異変に気が付けば救命措置により V を救命できたのだから、午後 1 時 55 分頃から午後 2 時 20 分までの間に甲が V の異変を乙に報告していれば高度の蓋然性をもって V の救命が可能であったといえる。したがって、不作為犯の条件関係が認められる。

(2) 次に、因果関係が認められるためには、条件関係に加え、行為の危険性が結果へと現実化したことが必要である。

甲の不作為は、D 薬によるアレルギー反応を起こして医師等による救命措置を受けなければ呼吸困難を伴うショック死に至る状況にあった V について、アレルギー反応を起こしていることを A 病院関係者から認識される機会を失わせることを通じて、医師等による救命措置を受ける機会を失わせることでアレルギー反応の悪化により V をショック死させるという危険性を有していた。

そして、甲の不作為と V 死亡の間には、容体確認を怠ったという乙の過失行為が介在しているが、これは甲の不作為の危険性が V 死亡へと現実化するまでの因果の流れを放置するものにすぎないから、甲の不作為の危険性が V 死亡へと現実化したことを否定する事情とはならない。

したがって、甲の不作為の危険性が V 死亡へと現実化したといえ、因果関係が認められる。

5. では、殺意（38 条 1 項本文）はあるか。

(1) 故意とは、構成要件該当事実の認識・認容をいう。

(2) 甲は、数年前に V が「D 薬」に対するアレルギー反応を起こし、医師の救命措置により V が一命を取り留めたという経緯を直接見ていた経験から、V が再び薬によるアレルギー反応を起こして呼吸困難等に陥っていることが分かり、放置すると手遅れになるおそれがあると思っていたのだから、V を放置することで V が死亡する蓋然性を認識していたといえる。

午後 1 時 50 分頃から午後 1 時 55 分頃までの間において、甲は、上記の認識を持ちながら、事態を事の成り行きに任せ、V の生死を医師等の医療従事者の手にではなく、運命にゆだねることに決め、その結果がどうなろうとその運命に従うことにしたのだから、V が死亡することを認容するに至っていると評価できる。

したがって、殺人罪の故意も認められるから、甲には殺人既遂罪が成立し、甲はこの罪責を負う。 以上

第 3 問

(事案)

甲は、Vに暴行を加えるつもりで、Vに対して布団で鼻口部を圧迫するなどしたところ、Vには重篤な心臓疾患があったため、甲の暴行がそれ自体では人を死亡させる危険を有しないものであったにもかかわらず、Vが死亡した。Vに重篤な心臓疾患があることについては、一般人は認識できず、甲もこれを知らなかった。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

基礎応用 31 頁以下、論証
集 19 頁以下、老女蒸し布
団事件参考（最判 S46.6.
17)

(参考答案)

1. 甲の行為には、不能犯に関する見解によっては殺人罪(刑法 199 条)の実行行為性が認められる余地があるが、暴行を加えるつもりにすぎなかった甲には殺人罪の故意(38 条 1 項本文)がないから、仮に殺人罪の実行行為性が認められるとしても殺人罪は成立しない。

そこで、以下では、甲が V に対して布団で鼻口部を圧迫するなどした行為について傷害致死罪(205 条)の成否を検討する。

2. 「身体を傷害し…た」(205 条)とは、暴行その他の方法により相手方の生理機能を障害することを意味する。

甲は、上記暴行により V の重篤な心臓疾患と相まって V を死亡させた原因となる生理機能の障害を惹起しているから、V の「身体を傷害し…た」といえる。

3. V が「死亡」しているところ、甲が上記暴行に「よって」V「を死亡させた」(205 条)といえるか。上記暴行と V 死亡との間には V の重篤な心臓疾患が介在しているため、因果関係の有無が問題となる。

(1) 因果関係には偶発的な結果を排除して適正な帰責範囲を確定する機能があるから、因果関係が認められるためには、条件関係に加えて法的因果関係も認められる必要がある。

(2) 甲が V に上記暴行を加えたところ、V には重篤な心臓疾患があったため、V が死亡している。そのため、甲の上記暴行がなければ V が死亡することもなかったのだから、条件関係が認められる。

(3) では、法的因果関係はどうか。

ア. 法的因果関係に関する見解のうち、行為時において一般人が認識し得た事情及び行為者が特に認識していた事情を判断資料として相当因果関係を判断する見解からは、V の心臓疾患については、一般人は認識できず、甲も知らなかったため、相当性の判断資料から除外される。そして、甲の上記暴行がそれ自体では人を死亡させる危険を有するものではなかったことから、V の心臓疾患を判断資料に含めない以上、甲の上記暴行により V が死亡するという因果経過に経験的通常性は認められないため、相当因果関係が否定される。

イ. しかし、適正な帰責範囲を確定するという法的因果関係の役割に照らせば、法的因果関係の存否は行為の危険性が結果へと現実化したかで判断し、ここでいう行為の危険性は行為時に存在した全事情を基礎として客観的に判断されると解すべきである。

甲の上記暴行には、暴行時に存在していた V の重篤な心臓

疾患と相まって V を死亡させる危険があったといえ、この危険性が V 死亡へと現実化したのだから、法的因果関係が認められる。したがって、甲が上記暴行に「よって」V「を死亡させた」といえる。

4. 傷害致死罪は二重の意味での結果的加重犯であるから、本罪の故意としては暴行罪（208条）の故意だけで足りる。

V に暴行を加えるつもりだった甲には暴行罪の故意があるから、傷害致死罪の故意が認められる。

5. 以上より、甲には傷害致死罪が成立し、甲はこの罪責を負う。

以上

第 4 問

(事案)

甲は、ある日の午後 8 時頃から午後 9 時までの間、V の頭部等を多数回殴打するなどの暴行を加えた結果、恐怖心による心理的圧迫等によって、V の血圧を上昇させ、内因性高血圧性橋脳出血を発生させて意識消失状態に陥らせた後、同人を放置してその場から立ち去った。

その後、V は、何者かによって角材でその頭頂部を数回殴打されたことにより、既に発生していた内因性高血圧性橋脳出血を拡大させ、幾分か死期が早められ、死亡した。

なお、甲には V を死亡させることについての認識がなかったものとする。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい (特別法違反の点は除く。)

基礎応用 31 頁以下、論証
集 19 頁以下、大阪南港事
件参考 (最決 H2.11.20・百
I 10)

(参考答案)

1. 甲が V に対して頭部等を多数殴打するなどの暴行を加えた行為について V に対する傷害致死罪(刑法 205 条)の成否を検討する。

2. 「身体を傷害し…た」(205 条)とは、暴行その他の方法により相手方の生理機能を障害することを意味する。

甲は、上記暴行により V の内因性高血圧性橋脳出血(以下「本件出血」という。)を惹起したのだから、V の「身体を傷害し…た」といえる。

3. V が「死亡」しているところ、甲が上記暴行に「よって」V「を死亡させた」(205 条)といえるか。上記暴行と V 死亡との間には何者かが角材で V の頭頂部を数回殴打したという第三者による暴行(以下「第三者暴行」という。)が介在しているため、因果関係の有無が問題となる。

(1) 因果関係には偶発的な結果を排除して適正な帰責範囲を確定する機能があるから、因果関係が認められるためには、条件関係に加えて法的因果関係も認められる必要がある。

(2) 甲が V に上記暴行を加えなければ、V が本件出血を起こして意識喪失状態に陥り、第三者暴行を受けて本件出血を拡大させて死亡することにはならなかったから、甲の上記暴行がなければ V は死亡しなかったといえ、条件関係が認められる。

(3) では、法的因果関係はどうか。

ア. 法的因果関係については、その行為からその結果が発生することの経験的通常性を基準として判断する相当因果関係説がある。

相当因果関係説の内部では、経験的通常性の判断基底の範囲について、行為時に行為者が認識・予見した事情及び認識・予見し得た事情とする主観説、行為時に存在した全事情及び行為後に生じた客観的に予見可能な事情とする客観説、並びに行為時に一般人が認識・予見し得た事情及び行為者が特に認識・予見していた事情とする折衷説が対立している。

本問では、第三者暴行によって甲の暴行により既に形成されていた本件出血が拡大されることで、V が幾分が死期を早めて死亡しているから、甲の暴行により死因が形成されていたといえる。他方で、第三者暴行は、異常性の高いものであるために一般人の認識・予見可能性も客観的な予見可能性も認められない上、甲による認識・予見も認められないから、主観説・客観説・折衷説のいずれにおいても、第三者暴行を経験的通常性の判断基底に取り込むことができない。

このように、甲の行為によって被害者の死因が形成されて

いるものの、その死因を悪化させて死期を幾分か早めて被害者を死亡させるに至った第三者暴行を判断基底に取り込むことができないという場合においては、経験的通常性を問題とする因果経過を「甲の暴行、第三者暴行、本件出血の拡大により幾分か早められた V の死亡」という現実に存在するものとして捉える見解からは、甲の暴行と V 死亡の間に介在して V 死亡に対して因果的に寄与している第三者暴行を判断基底に取り込むことができない以上、因果経過の経験的通常性が否定され、相当因果関係は認められないことになる。これこそがまさに相当因果関係説が抱えている問題点である。

イ. 行為者の行為の結果発生に対する寄与度が大きい一方で介在事情の寄与度が小さいにもかかわらず、法的因果関係が否定されるのは妥当でない。適正な帰責範囲を確定するためには、介在事情の寄与度も考慮すべきである。そこで、法的因果関係の存否は、行為の危険性が結果へと現実化したかで判断し、その際には介在事情の異常性と結果への寄与度が考慮されると解すべきである。

甲の暴行が V 死亡の死因となった本件出血を形成している一方で、第三者暴行は本件出血を拡大することを通じて V の死期を幾分か早めたにすぎないため、第三者暴行の V 死亡に対する寄与度は微弱である。そうすると、第三者暴行の異常性が高いことを考慮しても、甲の暴行にはこれにより形成された本件出血を原因として V を死亡させる危険があり、この危険性が V 死亡へと現実化したといえるから、法的因果関係が認められる。

したがって、甲は上記暴行に「よって」V「を死亡させた」といえる。

4. 傷害致死罪は二重の意味での結果的加重犯であるから、本罪の故意としては暴行罪（208条）の故意だけで足りる。

甲には少なくとも暴行罪の故意はあるから、傷害致死罪の故意が認められる。

5. 以上より、甲には傷害致死罪が成立し、甲はこの罪責を負う。

以上

第 5 問

(事案)

甲は、深夜、V に対し、公園において、約 1 時間にわたり間断なく極めて激しい暴行を加え続けた。

V は、隙を見て上記公園から逃走したが、甲に対し極度の恐怖感を抱き、逃走開始から約 10 分後、甲による追跡から逃れるため、上記公園から約 800 メートル離れた高速道路に進入し、疾走してきた自動車に衝突され、後続の自動車に轢過されて死亡した。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)

基礎応用 31 頁以下、論証
集 19 頁以下、高速道路侵
入事件参考(最決 H15.7.16
・百 I 13)

(参考答案)

1. 甲が V に対して約 1 時間にわたり間断なく極めて激しい暴行を加え続けた行為について、傷害致死罪(刑法 205 条)の成否を検討する。

2. 甲が上記暴行を行い、V が自動車に衝突されて後続車両に轢過されて「死亡」しているところ、両者間には V が高速道路に侵入したという被害者の行為が介在しているため、甲が「人の身体を傷害し、よって人を死亡させた」といえるか、すなわち因果関係の有無が問題となる。

(1) 因果関係には偶発的な結果を排除して適正な帰責範囲を確定する機能があるから、因果関係が認められるためには、条件関係に加えて法的因果関係も認められる必要がある。

(2) 甲が V に上記暴行を加えなければ、V が逃走を図って高速道路に侵入して自動車に衝突されて後続車両に轢過されて死亡することもなかったのだから、条件関係が認められる。

(3) では、法的因果関係はどうか。

ア. 法的因果関係の存否は、行為の危険性が結果へと現実化したかで判断し、その際には介在事情の異常性と結果への寄与度が考慮されると解すべきである

イ. V 死亡の直接的原因は高速道路で自動車に衝突されて後続車両に轢過されたことであり、甲の暴行によって死因が形成されたわけではないから、甲の暴行自体の危険性が V 死亡へと現実したとはいえない。もっとも、甲の暴行には V 死亡の直接的原因となった V による高速道路への侵入をもたらす危険性があったといえるのであれば、その危険性が V 死亡へと現実化したといえ、法的因果関係が認められる。

確かに、V による高速道路への侵入は、それ自体として極めて危険な行為である。しかし、V は、甲から約 1 時間もの長時間にわたって激しくかつ執拗な暴行を受け、甲に対する極度の恐怖心を抱いていた。そのため、暴行から高速道路侵入までの間に約 10 分間、約 800m という時間的・場所的間隔があったとしても、V が逃走の過程で高速道路に侵入した行為は、甲の暴行に強く影響・支配されていたといえる。そうすると、V による高速道路への侵入は、甲の暴行から逃れるためにとっさに選択した行動であるといえ、甲の暴行から逃れる方法として著しく不自然・不相当であったとはいえない。したがって、V による高速道路への侵入は甲の暴行に起因するといえるから、甲の暴行には、V による高速道路への侵入を経由して衝突事故を原因とする V 死亡を発生させる危険性があったといえる。

よって、上記の意味における甲の暴行の危険性が V 死亡へと現実化したといえ、法的因果関係が認められる。

3. 傷害致死罪は二重の意味での結果的加重犯であるから、本罪の故意としては暴行罪（208条）の故意だけで足りる。

甲には少なくとも暴行罪の故意はあるから、傷害致死罪の故意が認められる。

4. 以上より、甲には傷害致死罪が成立し、甲はこの罪責を負う。

以上

第 6 問

基礎応用 46 頁以下、論証

集 24 頁以下

(事案)

甲は、Aを殺害するつもりで拳銃を発砲したところ、予想外にも、弾丸がAだけでなく付近にいたBにも命中し、Aが負傷し、Bが死亡した。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)

(参考答案)

1. B に対する殺人既遂罪 (刑法 199 条)

(1) 甲は、拳銃を発砲するという殺人罪の実行行為によって、弾丸が命中した B を死亡させているから、「人を殺した者」に当たる。

(2) 甲は A を殺害する認識で、認識していない B を殺害しているから、方法の錯誤により B に対する殺人罪の故意 (38 条 1 項本文) が阻却されるのではないかが問題となる。

ア. 故意責任を問うためには、行為規範の問題が与えられることで反対動機が形成可能であったことが必要である。そして、認識事実と実現事実が同一構成要件内で抽象的に符合している限り、同じ構成要件的評価を受ける事実の認識を通じて反対動機を形成可能な行為規範の問題が与えられていたといえるから、方法の錯誤も含めて具体的事実の錯誤は故意を阻却しないと解する (抽象的法定符合説)。

イ. 甲は A を殺害する認識がある以上、その認識と B 殺害という実現事実とがおよそ人を殺害するという抽象的な次元において殺人罪の構成要件の範囲内で符合しているから、甲には B に対する殺人罪の故意も認められる。

(3) したがって、甲には B に対する殺人既遂罪が成立する。

2. A に対する殺人未遂罪 (203 条、199 条)

(1) 甲は、A に向かって拳銃を発砲することで A に対する殺人罪の「実行に着手」(43 条本文) したが、弾丸が当たった A が負傷したにとどまり死亡しなかったため、A 殺害「を遂げなかった」(43 条本文) のだから、殺害未遂罪の客観的構成要件に該当する。

(2) A を殺害するという 1 つの認識を有するにとどまる甲について、B に対する殺人罪の故意のほかに A に対する殺人罪の故意も認めることができるのか。

ア. 方法の錯誤による併発結果の事案について、責任主義を理由に、1 個の故意には 1 個の故意犯しか成立しないと一故意犯説もある。この見解からは、A に対する殺人罪の故意が否定される。

しかし、抽象的法定符合説では、構成要件のレベルで故意が抽象化されるから、複数の成立可能な故意犯の中から一つだけを選び出すことには、理論上無理がある。そこで、併発事実の事例においては、生じた結果の数だけ故意犯の成立が認められると解すべきである (数故意犯説)。

イ. したがって、甲には A に対する殺人罪の故意も認められるから、A に対する殺人未遂罪が成立する。

基礎応用 47 頁 [論点 4]、

論証集 25 頁 [論点 4]

基礎応用 48 頁 [論点 5]、

論証集 25 頁 [論点 5]

3. 罪数

甲は、①Bに対する殺人既遂罪と②Aに対する殺人未遂罪の罪責を負う。

そして、前述した数故意犯説は、責任主義の見地から、複数成立する故意犯を観念的競合（54条1項前段）として科刑上一罪で処理すべきであると解するから、①と②は観念的競合となる。

以上

第 7 問

基礎応用 55 頁以下、論証

集 31 頁以下

(事案)

甲は、深夜に、路上に横たわっている V の死体を見て、V が死亡していることに気が付かないまま、かねてより V に対して恨みを持っていたことからチャンスだと考え、V を殺害しようと思い、自動車で V の死体を運んだ上で山中に埋めた。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい (特別法違反の点は除く。)

(参考答案)

1. 甲は、Vの死体を運んだ上で山中に埋めたことにより、Vの「死体…を遺棄」しているから、死体遺棄罪（刑法190条）の客観的構成要件に該当する。
2. もっとも、甲は、Vが死亡していることに気が付かないまま、Vを殺害する認識で上記行為に及んでいるから、殺人罪（199条）の認識で死体遺棄罪を実現している。そこで、抽象的事実の錯誤が問題となる。
 - (1) 故意責任の根拠である行為規範の問題は構成要件の形式で与えられているため、認識事実と実現事実が構成要件の範囲内で符合する限度で故意が認められると解すべきだから、両者が異なる構成要件に該当する抽象的事実の錯誤では原則として故意が阻却される。もっとも、両者間で構成要件が重なり合う限度では、規範の問題が与えられているといえるから、故意が認められると解する。
 - (2) 殺人罪と死体遺棄罪とは、基本となる構成要件と加重・軽減類型としての構成要件という関係にも、前者が後者を包摂するという関係にもないから、構成要件の形式的な重なり合いはない。また、殺人罪の保護法益が人の生命である一方で、死体遺棄罪の保護法益は死者に対する宗教上の信念であるため、両者間に保護法益の共通性は認められないから、両者の構成要件が死体遺棄罪の限度で実質的に重なり合うともいえない。
したがって、甲には死体遺棄罪の故意が認められない。
3. よって、甲には死体遺棄罪は成立せず、甲は何らの罪責も負わない。

以上

基礎応用 56頁 [論点8]、
論証集 31頁 [論点8]

第 8 問

基礎応用 55 頁以下、論証

集 31 頁以下

(事案)

甲は、公園のベンチに置かれている V 所有の携帯電話を見て、誰かが置き忘れて当分時間が経っていると思い、誰かに売って換金するつもりで、上記携帯電話を自宅に持ち帰った。

なお、甲が V の携帯電話を持ち帰ろうとした時点では、V が携帯電話を置き忘れてから 1 分前後しか経過しておらず、未だ携帯電話について V の占有が認められていたものとする。

(設問)

甲の罪責について、論じなさい (特別法違反の点は除く。)

(参考答案)

1. 甲は、公園ベンチに置かれている V の所有と占有に属する「他人の財物」である V の携帯電話を自宅に持ち帰えることで「窃取」したのだから、窃盗罪（刑法 235 条）の客観的構成要件に該当する。
2. もっとも、甲は、公園のベンチに置かれている V の携帯電話を見て、誰かが置き忘れて当分時間が経っていると思っていたのだから、V の携帯電話について誰の占有に属しない「遺失物」（254 条）であると認識している。そうすると、甲は、遺失物横領罪の認識で窃盗罪を実現したことになる。したがって、甲には、故意を有しない「重い罪」である窃盗罪は成立しない（38 条 2 項）。
3. では、甲には、故意を有する遺失物横領罪が成立するか。前記 1 の窃盗罪の客観的構成要件該当性をもって遺失物横領罪の客観的構成要件該当性を充足するかが問題となる。
 - (1) 構成要件の犯罪個別化機能からすれば、認識事実と実現事実が構成要件の範囲内で符合する限度で故意犯の成立が認められるべきだから、両者が異なる構成要件に該当する抽象的事実の錯誤では原則として故意犯の成立が否定される。もっとも、両者間で構成要件が重なり合う場合には、その限度において両事実同一の構成要件的評価を受けるから、軽い罪の限度で故意犯の成立を認めることができると解する。
 - (2) 窃盗罪と遺失物横領罪とは、構成要件の形式的な重なり合いはない。しかし、領得という行為態様の共通性がある。また、窃盗罪の保護法益を事実上の占有であると理解する占有説も本罪の究極的な保護法益が所有権であることまで否定する趣旨ではないから、窃盗罪と遺失物横領罪の保護法益は所有権という点で共通する。そうすると、両者は遺失物横領罪の限度で構成要件が実質的に重なり合う。したがって、甲には、遺失物横領罪の客観的構成要件該当性が認められる。
4. よって、甲には遺失物横領罪が成立する。 以上

基礎応用 58 頁 [論点 9]、
論証集 32 頁 [論点 9]

第 9 問

基礎応用 60 頁以下、論証
集 33 頁以下、平成 22 年司
法試験参考

(事案)

1. A 病院に入院している V が 39 度を超える高熱を出したため、主治医 B は、発熱の原因が必ずしもはっきりしなかったものの、このような場合に通常行われる処置である解熱消炎剤の投与をすることにした。ところが、V は、一般的な解熱消炎剤の「D 薬」に対する強いアレルギー体質で、D 薬による急性のアレルギー反応でショック死する危険があったが、B は、そのことに気が付かず、「D 薬」を点滴で投与することにし、その旨の処方せんを作成して看護師甲に手渡し、「V さんに解熱消炎剤の D 薬を点滴してください。」と指示した。

2. B の指示を受けた甲は、A 病院の薬剤部に行き、B から受け取った前記処方せんを、同部に勤務する薬剤師乙に渡した。

A 病院では、医師作成の処方せんに従って薬剤部の薬剤師が薬を準備することとなっていたが、薬の誤投与は、患者の病状や体質によってはその生命を危険にさらしかねないため、薬剤師において、医師の処方箋が患者の病状や体質に適合するかどうかをチェックする態勢が取られており、かかるチェックを必ずした上で薬を医師・看護師らに提供することとされていた。仮に、医師の処方に疑問があれば、薬剤師は、医師に確認した上で薬を提供することになっていた。

ところが、甲から前記処方せんを受け取った乙は、B の処方に間違いはないものと思い、処方された薬の適否や V のアレルギー体質等の確認も行わずに、D 薬を取り出し、それを点滴に必要な点滴容器や注射針などの器具と一緒に V の名前を記載した袋に入れ、前記処方せんの写しとともに甲に渡した。

3. A 病院では、看護師が点滴その他の投薬をする場合、薬の誤投与を防ぐため、看護師において、薬が医師の処方どおりであるかを処方せんの写しと対照してチェックし、処方や薬に疑問がある場合には、医師や薬剤師に確認すべきこととなっており、その際、患者のアレルギー体質等については、その生命にかかわることから十分に注意することとされ、甲も A 病院の看護師としてこれらの点を熟知していた。

しかし、乙から前記のとおり D 薬などを受け取った甲は、乙がこれまで間違いを犯したことがなく、乙の仕事ぶりを信頼していたことから、乙が V の体質等の確認をしなかったことを全く予想していなかったため、V のアレルギー体質等の確認をすることなく、D 薬を V に投与した。

なお、V が D 薬に対するアレルギー体質を有することは、V の入院当初から V の看護記録にも記入されていた。

4. その結果、Vは、D薬に対する急性アレルギー反応による呼吸困難により死亡した。

(設問)

甲及び乙の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)

(参考答案)

第1. 甲の罪責

甲がD薬をVに投薬した行為について、業務上過失致死罪（刑法211条1項前段）が成立しないか。

1. まず、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき、反復継続して行う行為であって、他人の生命・身体等に危害を加えるおそれのあるものをいう。

投薬は、甲が看護師という社会生活上の地位に基づき反復継続して行うものである。そして、投薬は、それを誤ればアレルギーショック等により患者の生命・身体に危害を加えるおそれのあるものとして「業務」に当たる。

2. 次に、「必要な注意を怠り」とは過失の意味であり、これは結果予見可能性を前提とした結果回避義務違反をいう。

(1) VがD薬に対するアレルギー体質を有することは、Vの入院当初からVの看護記録にも記入されていたのだから、Vを担当している看護師である甲としても、当然、そのことを認識し得たといえる。また、看護師であれば、患者に対してアレルギー体質を有する薬を投与すると死亡に至る危険性すらあるという医療の基本的知識を当然有しているはずである。したがって、甲は、D薬の投与によりVがアレルギー反応を起こして死亡することを予見できた。

(2) 甲は、VのD薬に対するアレルギー体質の有無を確認していれば、VがD薬に対するアレルギー体質を有することが記入されているVの看護記録を確認することにより薬剤師乙から受け取ったD薬がVの体質に合わないものであることに気が付き、D薬をVに投与することを中止することができたのだから、D薬の投与によりVがアレルギーショックを起こして死亡するという事態を回避できたといえる。したがって、V死亡の結果回避可能性もある。

(3) では、結果回避義務違反は認められるか。甲が乙を信頼してD薬がVの体質に合うかどうかの確認を怠っていることから、信頼の原則により甲の結果回避義務が軽減されるのではないかが問題となる。

ア. 信頼の原則とは、他人の適切な行動に対する信頼が相当といえる場合に、結果回避義務の内容を他人の適切な行動を前提として行動することに軽減するものである。

イ. 甲は、乙がこれまで間違いを犯したことがなく、乙の仕事ぶりを信頼していたことから、乙がVの体質等の確認をしなかったことを全く予想していなかったため、Vのアレルギー体質等の確認を怠った。しかし、A病院では、看護師が点滴

その他の投薬をする場合、薬の誤投与を防ぐため、看護師において、薬が医師の処方どおりであるかを処方せんの写しと対照してチェックし、処方や薬に疑問がある場合には、医師や薬剤師に確認すべきこととなっており、その際、患者のアレルギー体質等については、その生命にかかわることから十分に注意することとされ、甲も A 病院の看護師としてこれらの点を熟知していた。そうすると、甲の上記信頼が相当であるとはいえない。したがって、甲は、「業務上必要な注意」義務として、V のアレルギー体質を確認する義務を負う。にもかかわらず、甲はこれを怠ったのだから、結果回避義務違反による過失が認められ、「業務上必要な注意を怠り」といえる。

3. 甲は、上記過失により V に D 薬を投与したところ、V が D 薬に対する急性アレルギー反応による呼吸困難により死亡したのだから、「業務上必要な注意を怠り、よって人を死」亡「させた」といえる。

4. よって、甲には業務上過失致死罪が成立する。

第 2. 乙の罪責

乙が V のアレルギー体質を確認せずに D 薬を甲に渡した行為について、業務上過失致死罪が成立するか。

1. 乙が薬を甲に渡す行為は、乙が薬剤師という社会生活上の地位に基づき反復継続して行うものであるうえ、薬の誤投与により生命・身体に危害を加えるおそれのあるものとして「業務」に当たる。

2. 次に、乙の過失を検討する。

(1) 乙は、D 薬に対するアレルギーに関する医学的知識を有していたのだから、V に D 薬が投与された場合に V がアレルギー反応を起こして死亡することを予見できた。

(2) 乙は、V のアレルギー体質を確認していれば、V が D 薬に対するアレルギー体質を有することが記入されている V の看護記録を見るなどして V が D 薬に対するアレルギー体質を有していることを認識することを通じて、D 薬の投与を指示する医師 B の処方が V の体質に適合しないことにも気が付けたのだから、甲に対して D 薬を渡すことにはならなかった。そうすると、甲が乙から D 薬を渡されて V に投与することにより、V が死亡することにもならなかったから、結果回避可能性が認められる。

(3) では、結果回避義務違反は認められるか。乙が医師 B を信頼して処方された薬の適否や V のアレルギー体質等の確認を怠っていることから、信頼の原則により乙の結果回避義務が軽減

されるのではないかが問題となる。

確かに、乙は、Bの処方に間違いはないものと思い、Bの処方信頼している。しかし、A病院では、薬の誤投与は、患者の病状や体質によってはその生命を危険にさらしかねないため、薬剤師において、医師の処方患者の病状や体質に適合するかどうかをチェックする態勢が取られており、かかるチェックを必ずした上で薬を医師・看護師らに提供することとされていた。そうすると、乙の上記信頼が相当であるとはいえない。したがって、乙は、「業務上必要な注意」義務として、Vのアレルギー体質を確認する義務を負う。にもかかわらず、乙はこれを怠ったのだから、結果回避義務違反による過失が認められ、「業務上必要な注意を怠り」といえる。

3. では、因果関係はあるか。乙の過失行為とV死亡の間に甲の過失行為（前記第1・2参照）が介在しているため問題となる。

(1) 因果関係の存否は、行為の危険性が結果へと現実化したかで判断し、その際には介在事情の異常性と結果への寄与度が考慮される。

(2) 甲が誤ってD薬を投与したという過失行為は、V死亡に向けた因果の流れを設定するものであり、V死亡の直接的原因となったものである。しかし、甲の過失行為をもたらしたのは、乙の過失行為である。そうすると、乙の過失行為は、V死亡の直接的原因である甲によるD薬の投与をもたらす危険性を有していたといえ、その危険性がV死亡へと現実化したのだから、因果関係が認められる。

4. したがって、乙には、「業務上必要な注意を怠り、よって人を死」亡「させた者」として、業務上過失致死罪が成立する。

第3. 過失犯の共同正犯

本問では、理論上、過失犯の共同正犯（60条）も問題となり得る。

しかし、過失犯の共同正犯は、個々の過失行為と結果との直接的な因果関係の証明ができないために、過失単独犯としては処罰しえない事例において、一部実行全部責任の原則（60条）により単独犯の場合よりも因果関係の範囲が拡張されている共同正犯を用いて、過失犯として処罰できるというところに実益がある。

本問では、甲と乙の双方について単独犯として業務上過失致死罪の成立を認めることができているから、過失犯の共同正犯を論じる実益はない。

以上

(参考文献)

- ・「刑法総論」第3版(著:山口厚-有斐閣)
- ・「刑法各論」第2版(著:山口厚-有斐閣)
- ・「CRIMINAL LAW 刑法」第3版(著:山口厚-有斐閣)
- ・「新判例から見た刑法」第3版(著:山口厚-有斐閣)
- ・「基本刑法Ⅰ総論」第3版(著:大塚裕史ほか-日本評論社)
→第2版を参照している箇所では「基本刑法第2版○頁」と表記
- ・「基本刑法Ⅱ各論」第2版(著:大塚裕史ほか-日本評論社)
- ・「刑法総論」第3版(著:高橋則夫-成文堂)
- ・「刑法各論」第4版(著:高橋則夫-成文堂)
- ・「刑法総論」第3版(著:西田典之-法律学講座双書)
- ・「刑法各論」第7版(著:西田典之-法律学講座双書)
- ・「刑法総論講義」第6版(著:前田雅英-東京大学出版会)
- ・「刑法各論講義」第6版(著:前田雅英-東京大学出版会)
- ・「講義刑法学・総論」初版(著:井田良-有斐閣)
- ・「刑法総論講義案」三訂補訂版(司法協会)
- ・「刑法総論の考え方・楽しみ方」初版(著:佐伯仁志-有斐閣)
- ・「刑法と民法の対話」初版(著:佐伯仁志・道垣内弘人-有斐閣)
- ・「罪数論の研究」補訂版(著:只木誠-成文堂)
- ・「刑法判例百選Ⅰ総論」第8版(有斐閣)
- ・「刑法判例百選Ⅱ各論」第8版(有斐閣)
- ・「最新重要判例250刑法」第11版(著:前田雅英-弘文堂)
- ・「重要判例解説」平成18年～令和2年度(有斐閣)
- ・「法学セミナー増刊 新司法試験の問題と解説」2006～2011(日本評論社)
- ・「法学セミナー増刊 司法試験の問題と解説」2012～2021(日本評論社)
- ・「受験新報」2006～2016(法学書院)